



EY サーキュラーエコノミー

～持続可能な成長を支える 資源循環の推進～

EY新日本有限責任監査法人



The better the question.
The better the answer.
The better the world works.



Shape the future
with confidence

1

サーキュラーエコノミーの概念



1. サーキュラーエコノミーの概念

サーキュラーエコノミーは、廃棄物を削減し、資源を有効活用することを目指す経済システムです。その定義は多岐にわたり、Julian Kirchherr¹らによると、221もの異なる定義が存在するとされています²、³。しかし、それらの定義に共通するのは、「資源フローのループを閉じる」ことで廃棄物問題と資源問題を同時に解決するという革新的な概念です。日本では2000年に循環型社会形成推進基本法⁴が公布され、いわゆる3R(リデュース、リユース、リサイクル)の取組みによって製品の廃棄物化を抑制し、循環資源の適正な利用と処分を促進することで天然資源の消費抑制と環境負荷の低減を目指してきました。

図1. リニアエコノミーからサーキュラーエコノミーへの移行



また、この概念は単なる環境問題の枠を超え、最近では経済成長モデルへと進化しています。サーキュラーエコノミーの推進を目的とした国際的な非営利団体であるエレンマッカーサー財団は、廃棄物の排除、製品・資材の循環、自然の再生という3つの原則を掲げており、サーキュラーエコノミーの実現に向けた具体的な行動指針を提供しています⁵。資源を巡っては、地政学リスクや経済安全保障上の観点からも注目が高まっており、特に資源に乏しいわが国においては、経済成長の機会とリスクの両睨みでの対応への機運が高まっていると考えられます。

このように、サーキュラーエコノミーは2000年代初頭から存在する概念でありながら、今日の持続可能な社会構築においてますます重要性を増しているのです。

¹ 蘭ユトレヒト大学の助教授で、サーキュラーエコノミー分野の著名な研究者

² 2023年7月現在

³ "Conceptualizing the Circular Economy (Revisited): An Analysis of 221 Definitions", Julian Kirchherr, <https://www.sciencedirect.com/science/article/pii/S0921344923001374> (2025年4月16日アクセス)

⁴ 環境省「循環型社会形成推進基本法」、www.env.go.jp/recycle/circul/recycle.html (2025年4月16日アクセス)

⁵ "Circular economy introduction", Ellen MacArthur Foundation, www.ellenmacarthurfoundation.org/topics/circular-economy-introduction/overview#:~:text=The%20circular%20economy.of%20finite%20resources (2025年4月16日アクセス)

2

サーキュラーエコノミーと企業の持続可能な成長戦略



2. サーキュラーエコノミーと企業の持続可能な成長戦略

サーキュラーエコノミーの概念が経済活動としての重要性を増す中、企業は環境と経済の持続可能な発展を目指した取組みが求められています。中でも、方針・戦略立案、法規制対応、成長ドライバーという3つの軸での取組みが重要だと考えられます。

1) 方針・戦略立案

企業はこれまで、サーキュラーエコノミーに関連する個別の施策を多数立ち上げてきましたが、それらが総合的な方針・戦略の下で統合されてこなかったため、結果として「自分たちが何を目指し、何を実行しているのか」が不明確になるという課題に直面しています。このような状況は、資源循環の効率を低下させ、企業の持続可能な成長を妨げる要因となっています。この問題を解決するためには、ボトムアップ型の個別対応では不十分であり、トップダウン型の方針・戦略も必要です。経営層が方針や目標を明確に定め、企業価値の向上を目指す一貫した戦略を策定し、組織全体で資源循環を意識したビジネスモデルへの転換を図る必要があります。

2) 法規制対応

サステナビリティをけん引する欧州は、サーキュラーエコノミーの先進地域でもあります。関連するEUの法規制は、グローバル市場で活動する企業にも影響を及ぼしています。ESPR(エコデザイン規則)⁶、バッテリー規則⁷、ELV規則(案)⁸、PPWR(EU包装材規則)⁹などはその一例であり、さまざまな業種に影響を及ぼすことから、企業はこれらの規制に迅速に適応し、グローバルな競争力を維持するための対応が急務となっています。

⁶ “Regulation (EU) 2024/1781 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 establishing a framework for the setting of ecodesign requirements for sustainable products, amending Directive (EU) 2020/1828 and Regulation (EU) 2023/1542 and repealing Directive 2009/125/EC (Text with EEA relevance)”, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX%3A32024R1781&qid=1719580391746> (2025年4月16日アクセス)

⁷ “Regulation (EU) 2023/1542 of the European Parliament and of the Council of 12 July 2023 concerning batteries and waste batteries, amending Directive 2008/98/EC and Regulation (EU) 2019/1020 and repealing Directive 2006/66/EC (Text with EEA relevance)”, <https://eur-lex.europa.eu/eli/reg/2023/1542/oj> (2025年4月16日アクセス)

⁸ “Directive 2000/53/EC of the European Parliament and of the Council of 18 September 2000 on end-of life vehicles - Commission Statements”, <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex%3A32000L0053> (2025年4月16日アクセス)

⁹ “Regulation (EU) 2025/40 of the European Parliament and of the Council of 19 December 2024 on packaging and packaging waste, amending Regulation (EU) 2019/1020 and Directive (EU) 2019/904, and repealing Directive 94/62/EC (Text with EEA relevance)”, https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=OJ:L_20250040&pk_campaign=todays_OJ&pk_source=EUR-Lex&pk_medium=X&pk_content=Environment&pk_keyword=Regulation (2025年4月16日アクセス)

2. サーキュラーエコノミーと企業の持続可能な成長戦略

3) 成長ドライバー

サーキュラーエコノミーは、新たな成長ドライバーとしての潜在力を秘めています。欧州を中心としたグローバルな政策動向を踏まえ、企業は技術革新や新しいビジネスモデルの開発を通じて、サーキュラーエコノミーを企業活動の中心に据えるべきと考えられます。これにより、事業基盤をより強固なものとし、企業価値の向上とともに、環境負荷の低減と経済成長の両立を目指すことができます。

サーキュラーエコノミーを企業活動の一環として捉え直し、方針・戦略立案、法規制対応、成長ドライバーという3つの軸で具体的な取組みを進めることが、いまの企業にとって重要です。これにより、環境と経済の両面で持続可能な発展を目指すことができるでしょう。

3 EYのサービス



3. EYのサービス

EYでは、企業が直面しているサーキュラーエコノミーに関するさまざまな課題に対し、「方針・戦略の策定」、「法規制対応」、「人材育成」の観点から、総合的なご支援を提供しています。EYは、最新の規制や業界動向を調査し、企業が直面するリスクと機会を明確にします。これに基づき、企業の現状を分析し、サーキュラーエコノミーと経営戦略の統合に向けた具体的な戦略策定をご支援します。さらに、経営層や実務担当者向けの研修を通じて、サーキュラーエコノミーの重要性を理解し、実践できる人材を育成します。これにより、サーキュラーエコノミーの重要性を浸透させ、組織全体での取組みを促進します。

方針・戦略の策定



ビジネスモデルの再考

- EYとクライアントが連携し、外部環境（規制・業界動向や競合他社状況等）・内部環境（企業リソース、強み・弱み等）に関する分析を通じて企業の取組方針・戦略を明確にします
- ご要望に応じて「EY wavespace¹⁰」サービスを活用しながら、ワークショップ形式で新たなビジネスモデル案の検討をご支援します

ロードマップ策定

- サーキュラーエコノミーと経営戦略の統合に向けた具体的な行動計画（ロードマップ）を策定します

サーキュラリティ指標の検討

- WBCSD CTI¹¹やISO59000シリーズ¹²などを踏まえて、サーキュラリティ指標の設定を検討します

法規制対応



国内外の法規制が企業に与える影響を評価し、リスク・機会を特定することで、企業が講じるべき適切な対応策を明確にします。以下は代表的な影響の大きいEUの法規制ですが、これらに限定されず、広くご支援が可能です

DPP	EUBR	ELV規則（案）
<ul style="list-style-type: none">DPPでは、新エコデザイン規則の要件である耐久性、信頼性、修理可能性、リサイクル素材の使用率などの情報をデジタル化し、QRコードなどを通じて消費者や関係者がアクセスできるようにする必要があります。今後は、データ収集体制やシステムの構築が求められます	<ul style="list-style-type: none">EUBRは、パッテリーのライフサイクル全体を対象に、製造から廃棄までの環境負荷を軽減し、持続可能な製品供給を促進することが主な目的です。経済事業者はサプライチェーンのデューデリジェンス（DD）が義務化されます。また、DD実務だけでなく、リスクマネジメント体制を構築することが求められています。さらに、企業はカーボンフットプリントの開示、リサイクル材料の最低使用率の順守、パッテリーパスポートの導入などが求められています	<ul style="list-style-type: none">ELV規則（案）は、廃車のリサイクル率向上や環境負荷軽減を目的として改正を進めている規則です。企業にはリサイクル材料の最低使用率の義務化や有害物質の利用制限などが求められています。特にプラスチックの再利用・回収目標が厳格化され、今後は製造段階からの設計変更も必要となります

人財育成



講師派遣

- サーキュラーエコノミーに関する専門知識を持つ講師を派遣し、講義形式での研修を実施します

経営陣への研修・ワークショップ

- 経営層向けにサーキュラーエコノミーの重要性や戦略的アプローチについての研修やワークショップを提供し、意識の向上を図ります

実務担当者への研修・ワークショップ

- 実務担当者向けに具体的な実践方法や事例を交えた研修を行い、日常業務におけるサーキュラーエコノミーの実践を促進します

¹⁰ "EY wavespace™ Tokyo", www.ey.com/jajp/wavespace/tokyo (2025年4月16日アクセス)

¹¹ "Circular Transition Indicators (CTI)", <http://www.wbcsd.org/actions/circular-transition-indicators/> (2025年4月16日アクセス)

¹² ISO59004, ISO 59010, ISO 59014, ISO 59020, ISO/TR 59032, ISO 59040を表す

4 チームメンバーの紹介



4. チームメンバーの紹介

■ チームメンバーのご紹介

EYのCCaSS事業部では、貴社のセキュラーエコノミーに関する様々な課題に対し、専門的な知見を有するメンバーから構成されるチームによって支援をご提供します。



井出 隆一郎
シニアマネージャー



松島 夕佳子
マネージャー



富田 誠
マネージャー



方 篤
シニアコンサルタント



竹子 清楓
シニアコンサルタント



古川 真理子
シニアコンサルタント



山田 裕佳子
コンサルタント



大宮 萌
コンサルタント

■ CCaSSについて

多様な経験と専門性を持った私たちCCaSSチームが、企業の気候変動を巡るリスクや機会への対応、更にはサステナビリティと経営戦略の統合をサポートします。

ますます競争が激化し、説明責任を問われるビジネス環境の中で企業が生き残り、持続的な成長を果たすには、財務上の業績だけでなく、非財務の実態についても報告することが求められます。

持続可能性、環境・労働安全衛生(EHS)と気候変動リスク、そして、これらの問題に対するステークホルダーの懸念を無視するという選択肢は、もはやありません。今後こうした非財務の分野に対しても、CFOのより積極的な役割が求められるでしょう。

EYの気候変動・サステナビリティ・サービス(Climate Change and Sustainability Services(CCaSS))グローバルチームは、こうした問題を巡る規制や多様なステークホルダーからの期待を理解しています。より幅広い視点で企業価値への影響と結果を理解・評価し、機会を見出し、ステークホルダーへの非財務リスクの報告を支援することによって、企業をサポートできるのです。れるチームによって支援をご提供します。

本資料についてのお問い合わせ先

EY新日本有限責任監査法人
CCaSS事業部

〒100-0006

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー

パートナー／プリンシパル

茂呂 正樹 *Masaki Moro*

Tel: 090 6399 8098

Email: Masaki.Moro@jp.ey.com

シニアマネージャー

井出 陽一郎 *Youichiroh Ide*

Tel: 080 5052 8415

Email: Youichiroh.Ide@jp.ey.com

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくは、ey.com/ja_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務および他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp